令和６年度ごみ減量実践事業企画運営業務
企画競争評価基準等

１　本書の目的

本書は、「令和６年度ごみ減量実践事業企画運営業務」（以下、「本業務」という。）に係る公募型企画競争における契約候補者を選定するための評価基準及びその他必要な事項について定めるものである。

２　審査・評価の実施主体

本業務に係る企画提案書の審査・評価は、本市が設置する「令和６年度ごみ減量実践事業企画運営業務に係る企画競争実施委員会」（以下、「実施委員会」という。）において行う。

３　審査方法

委員は、「令和６年度ごみ実践事業企画運営業務　提案説明書」、「令和６年度ごみ減量実践事業企画運営業務　仕様書」及び本企画競争評価基準に基づき、企画提案書の内容を審査し、採点を行う。

委員は企画提案ごとに採点し、各委員の評価点の平均が６割以上で、各委員の評価点の合計が最も高い者を契約候補者とする。

４　審査手順

⑴　一次（書類）審査

企画提案書等の提出された書類のみで評価を行い、ヒアリング審査への参加者を５者程度選考する。審査方法は別添「評価基準表」のうち、１，２，３の項目について評価を行う。

企画提案者が少数の場合は、実施委員会委員長の決定により、一次審査を省略する場合がある。省略する場合には、別途企画提案者全員に連絡する。

⑵　二次（ヒアリング）審査

企画提案者によるプレゼンテーション及び企画提案者に対するヒアリングを実施後、その内容を踏まえ、企画提案書等の評価を行う。

⑶　契約候補者の選定

上記⑵の評価に基づき、契約候補者を選定する。

５　採点の方法

委員は、提案に対し別添「評価基準表」により、各項目についてＡ～Ｅの５段階評価により採点する。

	15 点満点	10 点満点	５点満点
A（特に優れている）	15 点	10 点	５点
B （優れている）	12 点	８点	４点
C （普通）	９点	６点	３点
D （やや不十分）	６点	４点	２点
E （不十分）	３点	２点	１点

６　最高得点者が複数となった場合（同点の場合）

契約候補者となるべき最高得点を得た者が複数あるときは、評価項目１の合計得点が高い方を上位とする。

なお、これによっても優劣がつかない場合は、実施委員会での協議により契約候補者を選考する。

７　企画提案書の提出が１者からのみであった場合

各委員の評価点の平均が６割以上の場合には契約候補者として選定する。

８　失格となる場合

以下の場合は、企画内容を問わず失格とし、以降の評価・採点を行わない。

⑴　企画提案提出者が告示書及び提案説明書に記載された参加資格の要件を満たしていない場合

⑵　見積書に記載した金額が、本市の設定する金額を超えた場合

⑶　実施委員会において不適切と認められた場合

【別添】評価基準表

評価項目		評価の視点	配点
1	企画全般	企画全体において、提案条件が満たされており、事業目標に沿ったごみの減量・波及効果が見込め、かつ、効率的な事業計画及び企画・運営が提案されているか	15
		事業終了後もごみ減量行動を継続して実践できるなど、今後のごみ減量につながる内容となっているか	10
2	事業者と連携した企画	事業者と連携することで、より高い減量・波及効果が見込める内容となっているか	10
3	若年層を対象とした企画	若年層のごみ減量意識の醸成に寄与し、かつ、ごみ減量に効果的な内容となっているか	10
4	食品ロス、使い捨てプラスチック削減の企画	食品ロスや使い捨てプラスチック削減に向けて、効果的な内容となっているか	10
5	リユース・リサイクルを促進する企画	衣類や小型家電等のリユース・リサイクルの促進に向けて、効果的な内容となっているか	10
6	イベントスペースにおける市民参加可能な企画	イベントスペース等において、多数の市民をごみ減量を促す影響を与え、かつ、効果的な内容となっているか	10
7	周知・広報方法	各企画の実施に併せて、その効果が高まるような周知・広報が実施され、かつ、効果的な内容となっているか	10
8	既存コンテンツ等の普及・利用促進	本市のごみ減量に関連する既存のコンテンツや取組を効果的に普及・利用促進する内容となっているか。	5
9	実現性	スケジュールや経費の積算等において、実現性は十分に確保されているか	5
10	業務実施体制	業務実施に十分な体制（人員、連絡体制等）が組まれているか	5
合計			100

【採点基準】

	15 点満点	10 点満点	5 点満点
A（特に優れている）	15 点	10 点	5 点
B （優れている）	12 点	8 点	4 点
C （普通）	9 点	6 点	3 点
D （やや不十分）	6 点	4 点	2 点
E （不十分）	3 点	2 点	1 点